

# 特定建設作業実施届出書

年 月 日

交野市長 殿

住所

届出者 氏名

(法人にあつては、名称及びその代表者の氏名)

TEL

特定建設作業を実施するので、騒音規制法第14条第1項(第2項)、振動規制法第14条第1項(第2項)の規定により、次のとおり届出致します。  
大阪府生活環境の保全等に関する条例第93条第1項(第2項)

建設工事の名称				
建設工事の目的にかかる施設又は工作物の種類				
特定建設作業の種類				
特定建設作業に使用される騒音規制法施行令別表第2、振動規制法施行令別表第2、大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則別表第20に規定する機械の名称・形式・仕様				
特定建設作業の場所	交野市			
特定建設作業の実施期間	年 月 日 から 年 月 日 ( ) 日間 休業日( )			
特定建設作業の開始及び終了の時刻	作業開始	作業終了	作業日	実働時間
	時	時	日	時間
騒音又は振動の防止の方法	別表に記載のとおり			
発注者の氏名または、その名称及び住所ならびに法人にあつては、その代表者の氏名	TEL			
届出者現場責任者の氏名及び連絡場所	TEL			
下請人が特定建設作業の実施をする場合は、当該下請人の氏名またはその名称及び住所ならびに法人にあつては、その代表者の氏名	TEL			
下請人が特定建設作業の実施をする場合は、当該下請人の現場責任者の氏名及び連絡場所	TEL			
※ 受 理 番 号				
※ 受 理 年 月 日				受理印
※ 審 査 結 果				
※ 備 考				
添付書類 1. 特定建設作業が行われる場所の周辺の見取図 2. 特定建設作業および当該特定建設作業に伴う建設工事の工程表				

- 参考
- この届出書は、騒音規制法施行令別表第2、振動規制法施行令別表第2、大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則別表第20に規定する特定建設作業の種類ごとに提出すること。
  - 特定建設作業の実施期間の欄には、その期間中作業をしないこととしている日がある場合は、作業をしない日を明記すること。
  - 特定建設作業の開始及び終了の時刻の欄には、作業の開始時刻及び終了時刻ならびに実働時間が同じである日ごとにまとめてさしつかえない。
  - ※印の欄には、記入しないこと。
  - 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別 表

騒音又は振動の防止の方法  
( )を使用する作業

該当する事項に○を付けてください

		項 目	内 容
作業にか かる措 置	建設 機 械 ・ 工 法	① 使用する建設機械について	1.低騒音・低振動型建設機械 ( ) 2.標準型建設機械 (さく岩機・ブレーカー・その他 )
		② 標準型建設機械を使用する場合 その選定理由について	1.低公害型の開発普及が十分でない 2.短期間 3.小規模作業 4.敷地大 5.資金面 6.周辺に民家等なし 7.施主の指示 8.設計段階で決裁済 9.その他( )
		③ 採用する工法について	1.低公害型工法 2.標準型工法 3.その他( )
		④ 標準型工法を利用する場合その 選定理由について	1.該当する低公害型工法なし 2.施工上困難 3.短期間 4.敷地大 5.資金面 6.周辺に民家等なし 7.施主の指示 8.設計段階で決裁済 9.その他( )
	公害防 止対策	⑤ 公害防止の対策について	1.防音堀 2.防音シート 3.防音パネル 4.防音カバー 5.動力源の適正配置 6.作業時間帯の配慮 7.その他( )
		⑥ 対策の範囲について	1.防音堀 [ a 現場周辺全部 b 民家側全て c 民家側一部 d 機械周辺] 2.防音シート [ a 現場周辺全部 b 民家側全て c 民家側一部 d 機械周辺] 3.防音パネル [ a 現場周辺全部 b 民家側全て c 民家側一部 d 機械周辺] 4.防音カバー [ a 現場周辺全部 b 民家側全て c 民家側一部 d 機械周辺]
		⑦ 対策を講じない場合、その理由	1.周辺に民家等なし 2.短期間 3.小規模作業 4.その他( )
工事現 場にお ける措 置	管理 体制	⑧ 公害防止の管理体制について	1.苦情対応責任者 a 専任(常駐・非常駐〔代行者選任〕) b 自主管理責任者兼務 c 所長兼務 2.苦情専用相談窓口 3.ガードマン配置 4.その他( )
		⑨ 現場周辺のパトロールの実施	1.定期的実施 2.随時実施
	現場周 辺の状 況	⑩ 周辺に住宅、教育施設、病院等の 有無について	1.有 約30m以内に [ a 住宅(密集・普通・疎) b 病院 c 事務所 d 教育施設 e 精密機械工場 ] 2.無 f その他静穏を必要とする施設
		⑪ 搬出入道路と周辺の状況	主として通過する道路 [1.幹線 2.細街路] 道路周辺の民家等 [1.密集 2.普通 3.疎]
	周知	⑫ 周知の方法	1.説明会 2.地元役員等折衝 3.各戸説明 4.立看板 5.周知文配布 6.その他( )
その 他	⑬ 本作業の今後の予定について	1.3ヶ月以内に終了 2.3ヶ月後も継続	
	⑭ 苦情発生時の処理体制	1.現場責任で対応 2.本社責任で対応 3.その他( )	
本作業の公害防止自主管理責任者			氏 名 代行者も選任している場合はその氏名